

厚木市立戸室小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子供たちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、いじている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、子供たちの中で広がる、いわゆるキャラ等の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されています。また、インターネットの発達により、子供たちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。

その背景には、子供たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子供を取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、相手の尊厳を損ねる卑怯な行為であり、絶対に許されない。

3 いじめ防止対策等に関する基本理念

- いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- また、児童生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

4 厚木市立戸室小学校 いじめ防止等対策協議会

No.	関係団体等	役職等
1	南毛利地区青少年健全育成会	会長
2		相談員
3		指導員
4	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
5		主任児童委員
6		民生委員
7	警察・法務局	少年補導員
8		保護司
9	家庭・PTA	会長・校外生活委員長
10	学校	校長・教頭・児童指導担当

5 具体的な取組

(1)「未然防止」に係る取組

- 日頃からの教育活動全般で、いじめに関する内容を取り上げ、いじめを許さない学校風土をつくる取組を行います。
- 学期始めに目標設定、学期終わりに目標に対する振り返りをし、児童理解を深めていきます。
- 教員は「わかる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。
- 道徳や人権週間での人権教育を活用し、児童の意識の高揚を高めます。
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- 「南毛利中学校区統合学校運営協議会」(コミュニティー・スクール)を年3回開催し、その際に情報交換をします。構成メンバーは、地域の方(前学校評議員、公民館職員、自治連、青健連、保護司、民生・児童委員など)10名程度、学校関係者4名程度とする。
- 毎月第2・第4水曜日を「ピンクシャツデー」とし、「いじめを許さない」という児童の心を育てます。

(2)「早期発見」に係る取組

- 児童が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくり・相談体制づくりに努めます。
- 日頃の児童の様子をよく見るとともに、アンケートや教育相談等により、児童の声を聴く機会を設けます。
- 職員間での児童観察による情報交換を打ち合わせや職員会議で行います。
- 家庭訪問・教育相談を有効に活用し、家庭との連携を密に行えるように努めます。
- 保護者の方が、気軽に相談できるように、PTA総会、懇談会、PTA行事にPTAで協働して取り組みます。
- 大きな行事で学級の取組を振り返り、より良い集団として活動できるように児童の意識を高めます。

<未然防止と早期発見に関する取組年間計画>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ 家庭訪問(一年) ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ 授業参観・懇談会 ・ PTA総会 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談(二・五・六年) ・ アンケート(生活) ・ 運動会後の学級自己評価 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ 携帯電話教室 ・ アンケート(Y・P) ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中合同児童指導研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談(全学年) ・ 第二回小中交流会 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート(Y・P) ・ 授業参観 ・ コミュニティ・スクール ・ 全校道徳 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ 薬物乱用防止教室 ・ 人権週間 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ ピンクシャツデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観・懇談会 ・ アンケート(生活) ・ 国際理解週間 ・ 第三回小中交流会 ・ コミュニティ・スクール ・ ピンクシャツデー(世界ピンクシャツデー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導委員会 ・ ピンクシャツデー

(未然防止=青文字 早期発見=赤文字)

(3)「適切な対応」に係る取組

- 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導します。
- 対応した事案について、全職員で評価を行い、より適切な対応を身に付ける取組をします。

6 重大事案への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- 「いじめ防止対策協議会」で緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。